

西東京市における地域生活支援拠点等の 整備に向けたまとめ

1. 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点等について、地域には障害児者を支える様々な資源が存在するが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分でないことから、今後の障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障害児者やその家族が安心して生活することができるために、居住支援のための機能(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくり)を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することである。

国の考え方(指針)としては、各市町村の障害福祉計画・障害児福祉計画における目標として、「地域生活支援拠点等について、平成 32 年度(令和 2 年度)末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備することを基本とする」としている。

2. 地域生活支援拠点等における5つの機能

①相談機能

→基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他の必要な支援を行う機能

②緊急時の受け入れ・対応の機能

→短期入所を活用した常時の緊急受入態勢等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③体験の機会・場の提供の機能

→地域移行支援や親元からの自立等にあたって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や1人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

④専門的人材の確保・養成の機能

→医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる人材の養成を行う機能

⑤地域の体制づくりの機能

→基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業、一般相談支援事業等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3. 地域生活支援拠点等の整備目的

- (1) 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等の活用
→ 地域における生活の安心感を担保する機能を備える
- (2) 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備
→ 障害児者の地域での生活を支援する

4. 地域生活支援拠点等の整備手法

- (1) 5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加したもの…「多機能拠点整備型」
- (2) 地域における複数の機関が分担して機能を担うもの…「面的整備型」
- (3) その他、地域の実情に応じた整備を行うもの…「(例)多機能拠点整備型+面的整備型」

平成28年度第5期西東京市地域自立支援協議会第3回会議(平成29年2月16日開催)にて報告したとおり、西東京市では「面的整備型」を想定している。

5. 地域生活支援拠点等の5つの機能における西東京市の課題

① 相談機能

- 常時(24時間)の相談体制の構築
- 地域資源の活用によるワンストップ機能の充実と相談体制の連携強化
- コーディネーターの設置
- 障害福祉サービスにつながないケースなど潜在的ニーズの早期把握
- 当事者による支援の活用
- 相談支援の夜間ニーズの把握

② 緊急時の受け入れ・対応の機能

- 「緊急時」の定義や対象の設定
- 緊急時の受け入れのための枠の確保(既存の資源の活用を含む)
- 緊急時に支援が見込めない対象者(サービス未利用者)の事前把握・登録
- 緊急受け入れ後の次の支援へのスムーズな移行
- 医療型短期入所の不足
- レスパイト入院の活用

③体験の機会・場の提供の機能

- 日中活動の場の整備
- 地域での生活に向けた生活訓練や体験する場の整備
- 地域移行支援、地域定着支援事業との連携

④専門的人材の確保・養成の機能

- 相談機能の充実・専門的ケアのための研修の充実・強化

⑤地域の体制づくりの機能

- 地域ネットワークの構築
- コーディネーターの設置
- ボランティア・障害者サポーターの活用

6. 西東京市における地域生活支援拠点等の整備に関する基本方針

①相談機能

- 市内の2つの基幹相談支援センターのワンストップ化を図り、基幹相談支援センターと3つの地域活動支援センターがそれぞれの役割がある中で特性を生かしながら互いに連携し、相談支援事業所等の後方支援を図りながら、他の社会資源との連携により、障害のある人への適切な支援を進めていく。
- 整備にあたっては基幹相談支援センターにコーディネーターを配置するとともに、各地域活動支援センターにおいてもコーディネーターを配置する。
- 24時間の相談体制については、夜間・休日のニーズを把握の上、相談体制の検討を行う。
- ピアカウンセラー・ペアレントメンターを活用し(普及啓発含む)、当事者及び家族等の支援を活用する。
- 体制の構築にあたっては、段階的整備も視野に入れる。

②緊急時の受け入れ・対応の機能

- 短期入所施設や施設緊急一時支援施設等の空床を活用し、緊急時用の枠を確保する(報酬補填等の検討)。
- 緊急受け入れ後の次の支援へのスムーズな移行を図るため、一定期間内に関係者会議を開催するなど連携体制を強化する。
- 緊急時に支援が見込めない対象者の事前把握・登録をするため、サービス等利用計画に緊急時対応を明記し、体験利用等を通じた緊急時短期入所利用準備の促進を図る。
- 事前登録をすることが出来ずに急遽利用する場合の利用条件や利用に関する決まり等を整備する。

③体験の機会・場の提供の機能

- 緊急時の受け入れ施設や短期入所を活用し、宿泊体験の機会や場を提供し、利用者の自立を促し、また、通所の体験なども市内の事業所の協力を得て実施する。
- 地域活動支援センターやグループホーム等既存の施設の活用を検討する。
- フレンドリー内生活訓練室の活用を検討する。

④専門的人材の確保・養成の機能

- 相談支援部会等における勉強会、事例検討会を通じた支援技術の向上を図る。
- 訪問看護ステーション、医療機関との協力のもと、業務委託や研修費用の助成等による医療的ケアの技術習得を図る。
- コーディネーター養成のための仕組みを構築する。

⑤地域の体制づくりの機能

- 整備にあたっては基幹相談支援センターにコーディネーターを配置するとともに、各地域活動支援センターにおいてもコーディネーターを配置する。
- 相談支援部会、事業所連絡会の活用や医療機関、ほっとネット、地域包括支援センター、民生・児童委員との協力・連携により、地域ネットワークの構築を図ります。

以上の機能について、優先順位を考え、段階的に整備します。
また、令和3年度以降も地域生活支援拠点等のあり方を検討する関係者会議を開催し、機能の整備に向けて協議します。

7. 西東京市における地域生活支援拠点等の整備に関するイメージ図

【面的整備型】

